

「2018年市民の課題」 「壊憲発議すまじ」



上田 文雄
「戦争させない市民の風・北海道」共同代表
弁護士

●プロフィール●うへだ ふみお 1948年
幕別町生まれ。中央大学法学部卒業。78年
弁護士登録。少年事件や医療事故等で
困っている人などの弁護活動に取り組
む。2003、15年札幌市長。現在、弁
護士として活動する傍ら「戦争させない
市民の風・北海道」共同代表を務める。

昨日と今日を毎日繰り返すのが生活の常だが、新しい年を迎える瞬間は、誰もが「今年こそは・・・」と思い、多少は晴れやかな気持ちで過ごすものだ。でも今年は何か暗澹たる気分、何か重苦しい。今年の課題をすこし共有してみたい。

「権力は腐敗する。絶対権力は、絶対腐敗する」といわれるように、安倍一強体制のもとで、憲法の根本原則を破壊する「壊憲」が政治日程に乗ってしまったかにみえる。しかも、森友・加計学園問題では権力の私物化がますます明らかとなり、政治への信頼は完全に失われ、安倍さんの「言葉だけ丁寧で内容薄弱な説明」が延々と繰り返されるテレビ画面が映し出される度にうんざりする危機的状況にあるなかで。

そんな国会の状況を、いやがうえにも憲法とりわけ第九条の空洞化を図る壊憲策動に国民は直面させられている。

憲法第九条をそのままに、集団的自衛権行使の役割を担うこととなった自衛隊を憲法に明記する加憲論。自衛のためなら何でもできる憲法に変えるということだ。それは憲法上歯止めのない実力Ⅱ自衛力Ⅱ軍事力を持つことを意味し、持つてしまった強力武器はこれを使うこと必然となる。安保法制成立を力に、日米安保ブズブズ従属関係が加速し航

空自衛隊は、ステルス戦闘機に巡行ミサイルを搭載する予算計上を模索している。国家の安全のため、国民の幸福追求権を保障するためだというけれど、日本という国は力には力をもって対抗する、戦争を厭わない国を目指すのだろうか。それは憲法第九条の思想とは明らかに異なります。第九条の思想は軍事による平和と戦略ではない。核爆弾の威力を直接体験した国民が選択したのは、武力で平和を守ることではないことを、世界に先駆け軍事によらない平和戦略を示すことだった。ステルス戦闘機に巡行ミサイル搭載し、やられる前にやっつける、先手必勝？それで平和は来るのか？一時勝利したと大本営発表はできても戦争は終わらない。戦争を始めたなら終われない、行くとこまでゆかねば終わらない。誰が理性的に核爆弾のスイッチを止めることができるのか。日本国憲法70年の歴史はそのドグマから解放される優れた平和戦略であったはずだ。核戦争時代であればこそ無駄な軍拡競争から離脱し、日本の経済力によって国際紛争の原因となる貧困や格差・差別の解消のための国際貢献する姿勢が、日本に対する世界からの尊敬を勝ちとり、平和と安全を護る方法だと私は思う。こんな当たり前のことを、市民ネットワークの皆さんと今年も声を大にして語りたい。

幌延、北海道を「核のゴミ」の最終処分地にさせない！

国は、2017年7月、高レベル放射性廃棄物「核のゴミ」の最終処分に関する「科学的特性マップ」を公表しました。全国で開かれた市民向けシンポジウムでは学生を謝礼で動員する「やらせ」が発覚するなど、処分地選定に向け躍起になっており、多くの市民が強い憤りを感じています。



北海道知事に対し、核のゴミを持ち込ませないことを幌延や釧路などの市民団体とともに申し入れました。(17年9月、北海道庁にて)

危険な「核のゴミ」について、1984年、幌延町に中間貯蔵計画が浮上して以来、市民ネットワークは一貫して施設建設に反対し、多くの市民とともに活動を続けています。

2000年、北海道は「核のゴミ受け入れ拒否条例」を制定し、幌延町及び日本原子力開発機構と「核抜き」「研究修了後は埋め戻し、最終処分場にしない」とする三者協定を締結。幌延での深地層研究期間は「20年程度」としていますが、原子力発電環境整備機構理事長などが「候補地選定では道内も対象」と三者協定を反故にする発言をくり返しており、なし崩し的に最終処分地にされることが危惧されます。地震列島日本に「核のゴミ」最終処分の適地はありません。次世代に原発ゼロ社会をしっかりと引き継ぐため、「北海道へ『核のゴミ』を持ち込ませない」活動を力強く続けていきましょう。

日本の食と農が危ない！ 種子を守ろう

生活クラブ生活協同組合 理事長 山崎 栄子

「主要農産物種子法」(以下、種子法)が2018年3月末に廃止されます。種子生産の法的根拠と財源が失われ供給が不安定となり、米・麦・大豆の「主要農産物」の品種が減少し、遺伝子組み換え作物の栽培に道を開くことが強く懸念されています。

種子法の下、都道府県による奨励品種の指定、原種・原種の生産、種子生産圃場の指定、種子審査制度などの施策が実施され、地域に合った多様な品種が開発されてきました。しかし、国はこの法律の存在が「民間企業の参入を阻害している」として、2017年4月、十分な審議や農業関係者への説明もなく、種子法の廃止を決定しました。種子法が廃止されると、今後、種子価格が高騰し、地域条件等に適合した品種の維持・開発などが衰退、将来、多国籍企業の種子しか選べなくなること否定できません。食糧自給率200%の北海道農業において、種子は、多くの人たちが育んできた共有財産です。安心できる食を守るためには、同法に代わる新しい法律が必要です。

